

### 「科学者」から「当事者」へ

玉村, 優奈

---

(出版者 / Publisher)

法政大学大学院

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大学院紀要 = Bulletin of graduate studies

(巻 / Volume)

89

(開始ページ / Start Page)

61

(終了ページ / End Page)

73

(発行年 / Year)

2022-10-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00026030>

# 「科学者」から「当事者」へ

国際文化研究科 国際文化専攻  
修士課程2年 玉村 優奈

## 第一章「人間」はデータなのか

### 1.1 「調査」することの苦痛

学部時代から修士課程まで国際開発機構の制度や開発被害の申し立てをドキュメント分析してきた私を悩ませる質問がある。「なぜ現地の住民にインタビュー調査をしないのですか?」、「フィールドワークはやらないのですか?」。学会発表でも、院生同士の会話でも、他大学の教員訪問でも、この質問は避けては通れない道といえるくらい確実に訊かれる。ドキュメント分析をしてきた私には、対象とする公文書で開発事業が社会をどのように変えてしまったのか、被害の重大さを訴えることばに伴う、異議を提出する者の置かれた状況やそれぞれの合理的な説明を深く理解しようとするだけでも自分で整理できるか不安になるほどの情報に溢れているように思われる。ドキュメント分析から得られる出来事の重みや複雑性をできるだけ丁寧に伝えたつもりでも、やはり現地の住民に会ってみてはどうかとコメントされてしまう。もちろん、調査のためにフィールドに出ること進める人を非難しているのではない。それでも、やはり生身の人を対象に研究する度量が私にはない、そう思わせられたライフストーリー調査の経験が頭から離れないのである。

大学3年生のとき、社会調査の授業課題で曾祖母に数時間にわたるインタビューをした。その書き起こしをしながら、口調や雰囲気の変化をうまく反映できないもどかしさ、ことばの意味をより深く探求するため、インタビュー時の様子を反芻するように思い返すたびに自分の記憶力に自信がもてなくなるような恐怖を感じた。授業レポートで曾祖母の人生から紡ぎだされた言葉を私の言葉で表現していくときの正しさが分からなくなる感覚、そして、研究結果を曾祖母ではなく教員に提出しなければならないという葛藤の末、8万字にも及ぶインタビュー調査のレポートを提出したのだった。提出後も、ある種のうしろめたさが私をつきまとして消えなかった。あちこちに散らばめられたことばを曾祖母の人生の出来事と結び付けなければ、先行研究と結び付けなければ、紙幅を考慮しなければ、と課題の意図を理解しつつも、文脈の理解のために必要だと思われる情報を含めるほどに膨大になっていく文字数、それでも曾祖母の世界の捉え方を表現できているのか、理解できているのか分からない不安に直面し、自分自身の度量のなさや不甲斐なさ、曾祖母を「使ってしまった」という申し訳なさを感じていた。そもそも、私自身でさえ相手に思い通りに言葉を理解してもらっているかわからないのに、曾祖母の言葉を曾祖母の視点から理解することなんて到底不可能ではないのか?とさえ思うようになり、「人間」を「データ」として扱う調査の陥穽にはまったのであった。

そんな私に衝撃を与えたのが「当事者研究」であった。誰が「当事者」であるかに関しては様々な立場があるにせよ、自分自身を研究し、ミーティングでお互いの悩みを共有するという発想は、自身の能力の限界から他者を研究の対象として積極的に巻き込み、調査することに引け目を感じていた私にとって魅力的だった。同時に、同じように自分自身を含め「人」を理解することの研究上の悩みを共有できる仲間がいたらいいのにも思った。残念ながら、悩みを告げたとしても、冒頭にあげた質問は何度も訊かれ続けている。

本研究では、「人」を対象とする研究の限界とそれをどのように乗り越えられるのかを、「当事者研究」という学問の手法と議論の蓄積を参照し、整理しながら検討していく。

### 1.2 うしろめたさと「研究倫理」

ライフストーリー・インタビュー調査が私にもたらしたある種のうしろめたさは、倫理上の葛藤とも言い換えられるかもしれない。そこで、本研究の中身に入る前に、まずは、日本においてすべての学術分野に必要とされ

る最低限の行動規範の紹介から始めよう。

「1 科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する<sup>i)</sup>」

日本学術会議は、すべての学術分野で研究を行う者を「科学者」として、科学者の研究における行動規範を2006年に制定した。2013年には改定版を公開し、国内の研究者が自らの研究活動において社会や研究の対象となる「人」に「責任」を持ち、「社会との対話」や提言活動による福祉への貢献を奨励している<sup>ii)</sup>。それに準じて、日本学術振興会は、『科学の健全な発展のために』<sup>iii)</sup>と題した教科書を出版し、大学院生と研究者を主な対象者として研究倫理を学ぶオンラインの講座「研究倫理eラーニングコース」を設け、日本国内の研究者への助成事業を行うと同時に、研究倫理を身に付けられるような学習環境を提供している。当該講座でも使用されている教科書を参照すると、「科学者」の責務に関して学問領域によって倫理指針に関する説明に違いがあることが分かる。ここでは、特にその対比が良く分かるものを引用する。

### 3.3 科学者が研究を進める上での個人情報に関する責務

それでは、研究を進める中で、個人情報を扱うにあたって、科学者はどのような責務を担うのでしょうか。「臨床研究に関する倫理指針」では、個人情報の保護に係る責務として次のようなものを挙げています。

- ①研究の結果を公表する際には、被験者を特定できないようにする
- ②インフォームド・コンセントを得る際に、その説明で特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を使わない
- ③不正な手段により個人情報を取得しない
- ④利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努力する
- ⑤個人情報が漏えい、滅失あるいは、破損しないように安全管理をしなければならない

### 3.4 人文・社会科学分野における個人情報などの取扱い

ここまでは、臨床研究を中心に考えてきましたが、人を対象とする研究は、臨床研究だけではありません。歴史学や社会学などの人文・社会科学においても、個人情報に関わるような領域があります。例えば、未公開の文書史料やインタビュー記録を引用しながら成果を発表する際には、以下のような注意が必要です。

- ・あらかじめインタビューの際に、聴き取りの相手との間に、研究の目的・公開の範囲と形態について、また発表にあたり相手の校閲を受ける必要の有無について、合意を得ておく。
- ・インタビュー記録の引用に際しては、聴き取りの相手の合意を得た範囲内において、相手の名前、役職、インタビュー日時、場所を明確にする。
- ・史料館などで公開されている史料・資料を引用する場合は、史料館名・史料名・史料番号などを明記する。寄託史料で、発表の際には寄託者に草稿を事前に見せ、同意を得ることが条件になっている場合は、その条件を遵守する。
- ・特別の許可を得て、史料・資料の閲覧を個人や企業から許された場合は、どこまで史料・資料そのものとその所在を公表できるのか、個人情報に関わることをどこまで公開できるのかなどについて、事前に合意をとり、その条件を明示する。
- ・史料・資料の引用にあたり、個人の出生・門地・経済状況・死亡(病歴なども含む)・犯歴などの情報については、過去の人物であっても、その子孫や継承者のプライバシーを侵害することのないよう、細心の注意を払う<sup>iv)</sup>

上記の行動規範は、「科学者」に個人情報の責務を説明する際には、「臨床研究に関する行動指針」から、研究方法における禁忌事項を端的に番号で項目を立てて引用している。一方で、同じく「人」を対象とする人文・社

会科学分野における個人情報取り扱いについての説明では、「責務」という言葉が消失し、「歴史学や社会学などの人文・社会科学においても、個人情報に関わるような領域がある」として、研究の際に確認すべき事項と、その情報の記述等が具体的に列挙されており、最後には「細心の注意を払うこと」が求められている。ここで注意してもらいたいのは、研究者の倫理指針の書き方に対して重箱の隅をつつくような指摘をしたいのではない。そうではなく、同じ「人」を研究する「科学者」の間でも、人文社会科学と「臨床研究」とでは、研究手法やそれを成り立たせる社会的状況に溝が存在するのではないかという疑問である。そこで人文科学に位置づけられる国際文化研究科の一大学院生として、「調査とは何か」を改めて問うてみようと思う。

### 1.3 研究方法—当事者研究と科学者の調査を再考する—

前節では「科学者」に求められる国家からの倫理規範を説明し、「社会との対話」や誠実な研究姿勢が求められる一方で、「人」を対象とする研究手法は、人文・社会科学において、「責務」だけでなく「注意」をはらうことも必要とされることを示し、学問領域間の溝があるのではないかと示唆した。

本論文では、「なぜ調査において学問領域間の〈溝〉が生じてしまったのか」を問いとして、第2章で「調査」の意味と「人」を対象としてきた社会調査における議論から繙き、社会調査の研究手法とその限界について整理する。そして、第3章では、昨今の研究倫理規範で求められている科学者と社会との繋がりを社会調査の新たな潮流である「当事者研究」の議論の蓄積を参照し、その手法と限界を整理する。続く第四章では、今後の人文・社会科学の調査の展望について「社会調査」と「当事者研究」の研究手法と意義・限界を比較し、再考する。

## 第2章 社会調査のあゆみ

本章では、「なぜ調査において学問領域間の〈溝〉が生じてしまったのか」という問いに答えるべく、調査とは何かについて概観する。まず、「調査の意味」がどのように説明されているかを概観した後、「どのような調査があるか」について整理する。

### 2.1 「調査」の意味と社会的役割

辞書では「調査」はどのように定義されているのだろうか？それぞれの辞書で説明されている「調査」の意味と用例を表1に整理した。基本的にはどの辞書においても「何か」を明らか/明確にするという点で一致している。一方で、行為の対象となる「何か」の表現は辞書によって事項や事柄、物事の実態というように異なっている。

各辞書の調査の用例(表1)からは、調査の対象が「沿岸」のような自然現象、「言語生活」・「市場」のような人が使う道具、「生活状態」・「世論」のような人の内面に分けて読み取ることもできよう。しかしながら、人の内面を対象とする調査のまなざしは、普段われわれが対話するときのまなざしとは少し異なるようだ。『角川類語新辞典』(1981年発行)では、日常語の「調査」は「公的なこと」か「規模の大きい場合に限られる」と注記され、調査の類語に「調べる」、「調べ」、「取り調べる」、「センサス」、「踏査」、「探検」、「探査」、「審査」、「検札」、「吟味」、「糺す」、「聞き糺す」、「突き詰める」等が挙げられている。これらの類語が示しているのは、「人」を対象とした調査は公的な権力の下で対象となる「人」から必要な情報を引き出し、その言葉や行為に対して評価や処罰、意味づけを与える可能性である。調査が浮き彫りにする社会における権力の非対称性や公的な権力を持つ集団の目的を達成するための人の「道具化」と呼べるかもしれない。松本(2014)は『調査と権力』で調査によって人々の意識や世論・生活実態がはかられる際に、調査方法や対象者の選び方が批判されたり、データが改ざんされたりすることを挙げ、「科学的だとされる調査」は現実の姿を「そのまま」映し出す絶対的な手段ではないと調査の限界を指摘している。

しかし、「科学的だとされる調査」の限界を乗り越えようとすればするほど、「人」は生活をはかるための調査という面を被った公的権力に生活を脅かされるのではないだろうか。そして、「人」を対象とするのであれば、「科学的だとされる調査」による権力の非対称性による「人」への負の影響は人文・社会科学においても生じてきたのではないだろうか。

表 1.辞書上での「調査の意味」

辞書名称	「調査」の意味	「調査」の用例
広辞苑(2018年発行)	ある事項を明確にするためにしらべること。とりしらべ。	
日本国語大辞典(2002年発行)	ある事柄を明確にするためにしらべること。とりしらべ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 全国民事慣例類集(司法省編)[1880]一・二一「人別出入を調査し右借受けた人別下帳を増減して之を町代へ差戻す」</li> <li>* 雪中梅[1886](末広鉄腸)上・二「空漠の議論を排斥して、実際の事業を調査し」</li> <li>* 空知川の岸辺[1902](国木田独歩)一「空知川の沿岸を調査(テウサ)しつつある」</li> <li>* 漢書・王伝注「求事物之実情曰調査」</li> </ul>
デジタル大辞泉(ちよう・さ【調査】   デジタル大辞泉(hosei.ac.jp))	[名](スル)物事の実態・動向などを明確にするために調べること。	「都市の言語生活を―する」「国勢―」「市場―」「信用―」
角川類語新辞典(1981年発行)	ある事柄を明らかにするために調べること。 〔日常語〕注:「調べる」は一般的に広く用いられる。「調査する」は公的なことか、規模の大きい場合に限られる。	生活状態を調査する。調査が行き届く。世論調査を行う。調査報告[調査委員]
有斐閣現代心理学辞典(2021年発行)	観察、実験、テスト(検査)と並ぶ科学的データ収集の方法。ただし、一口に調査といっても、心理学、社会心理学、社会学、文化人類学などの学問領域ごとに意味が異なる。例えば、文化人類学で行われるフィールドワークと、世論調査に代表されるサーベイ(標本抽出に基づく標準化された大量観察法)は、どちらも調査とよばれるが、その方法論的な特性は互いに大きく異なる。	サーベイ調査: 標本抽出(sampling), 調査票構成(questionnaire construction), データ収集(data collection)という3つの技術体系から構成される。 標本抽出: 母集団の構成員全員を対象とする全数調査と、母集団から抽出された標本(サンプル)を対象とする標本調査に分けられる。

出所:筆者作成

表1に書いたように、『有斐閣現代心理学辞典』(2001年発行)は「調査」を次のように説明している。「観察、実験、テスト(検査)と並ぶ科学的データ収集の方法。ただし、一口に調査といっても、心理学、社会心理学、社会学、文化人類学などの学問領域ごとに意味が異なる。例えば、文化人類学で行われるフィールドワークと、世論調査に代表されるサーベイ(標本抽出に基づく標準化された大量観察法)は、どちらも調査とよばれるが、その方法論的な特性は互いに大きく異なる」。さらに、続けて世論調査、サーベイ調査、心理学における調査方法を説明している。たしかに、「人」を対象とする調査でも方法が学問領域によって異なるのであれば、第1章で挙げた研究倫理規定中の、「人文・社会科学分野における個人情報などの取扱い」の説明で、番号で項目立てするのではなく、注意を書き連ねるのも一理あるかもしれない。では、心理学、社会心理学、社会学、文化人類学でしばしば使われる社会調査とはどのようなものなのだろうか。

## 2.2 「調査」にからめとられていく人々

前節では、辞書における「調査」の意味を整理し、社会に偏在する調査の汎用性を示した。本節では、「人」を対象とした具体的な調査を整理するために、特に社会調査に焦点を当て、教科書を参照しながら、辞書では説明されなかった具体的な調査の姿を説明する。

放送大学で教科書として使われてきた『社会調査の基礎』では、社会調査を「記述的調査と説明的調査」、「質的調査と量的調査」という対比的な類型に分けて説明している<sup>vi</sup>。前者の類型は知る行為において程度の差はあるものの、「ある社会事象を知る」ために数量的に傾向を把握する「記述的調査」と「ある社会事象を理解する」

ためにその事象の原因・背景・他の事象との相関関係から明らかにする「説明的調査」という対比によって社会調査を分類している。後者の類型は、社会事象を大きく見ると、大多数の人々が共通に体験し、その意味合いが集団や個人で差がある事象と、少数の限られた人のみが体験し、その事象にさまざまな事象が複雑に絡まっているものに分けることができるという前提から成り立つ。後者の類型では、「調査の素材」に焦点を当て、大多数の人々の共通体験を対象に広い範囲から無作為に得られた多数の標本を基に数量的に調査するものを「量的調査」、それに対して特定の意図を持って選ばれた少数の標本に対して非定型的に調査され、結果が文章化されるものを「質的調査」として分類し、それぞれの長短が表2のように整理されている。

表 2.量的調査と質的調査の比較

類型	具体例	利点	調査の限界
量的調査	・アンケート調査 ・統計資料分析	・定型的な手法により比較的安価で多量な標本を調査可能。 ・他の調査との結果の比較、追試が容易。 ・数量的結果で統計的処理が容易。 ・標本抽出法が正しければ、標本の調査結果から一般化し理論を導ける。	・個々の質問を画一化するため、深い内容、全体関連的な内容の質問がしにくい。 ・調査結果を体系的に把握しにくい ・調査した事象の主観的意味を洞察しにくい
質的調査	・インタビュー ・参与観察 ・ドキュメント分析	・被調査者の体験を調査者が追体験することにより、その行為や事象の深層まで理解可能。 ・単純化された画一的な質問を用いないため事象を多次的総合的に把握可能。 ・時間を遡り、順を追って尋ねることができるため、変化のプロセスと因果を動的に把握可能。	・母集団に対する調査対象者の代表性を理論的に検討できない。 ・調査の成否が調査者の能力や性格に左右される。 ・反復して同様の調査をしても結果の比較は困難。

出所：岩永ら(2001)を基に筆者作成

表2の「量的調査」と「質的調査」の対比では、数値に基づく「量的調査」の手法が比較的容易で処理しやすいことが利点に挙げられ、理論を導くことができる一方で、限界としては「体系的な」把握が難しいこと、全体関連的な質問をすることが難しいという手法の限界、「主観的意味」の洞察の困難さが挙げられている。「質的調査」では調査者が被調査者の体験を追体験できること、変化の因果や動態関係が分かることが利点にあげられる一方で、調査対象者の代表性を理論的に検討できないこと、調査の成否が「調査者の能力や性格に左右される」ことが挙げられている。それらの対比と同時に、学術調査の手法や形態は千差万別で、通常説明的調査が多いが、記述的調査も少なくないことを強調する一方で、双方ともに非現実的な内容になることが指摘されていると説明されている<sup>vii</sup>。

そのような学術調査の非現実性への批判を受けてか、数字で測る手法に頼らずに人の内面を深く理解することを「質的調査の魅力」<sup>viii</sup>として説明する社会調査の教科書もある。

谷ら(2009)は、質的研究=事例研究ではないと注意を喚起しながらも、質的データの収集と分析技法に、研究者が対象者を観察し記録する「フィールドワーク」や「参与観察法」、対象集団と共に問題解決や改善を行う「アクションリサーチ」や「ワークショップ」、対話によって情報を記録する「インタビュー」を挙げ、事実をどのように解釈するか、異文化理解における質的研究の意義を説明している<sup>ix</sup>。

「アクションリサーチ」や「ワークショップ」のような実践的な活動を伴う質的調査の説明は、調査が学術の世界から現実の世界へと足を踏み入れ、社会における問題を解決する手段として変化し、私たちの生活の一部になってきていることを示唆しているともいえよう。北村ら(2013)は、『現代エスノグラフィー』で「当事者研究」を以下のように紹介した。「〔研究〕とは通常、ある学問体系のなかで共有された方法論にもとづき、新たな知を生み出すことだ。その目的は第一義的には知の生産自体である。だが、当事者研究は学問ではなく、セルフヘルプの試みとして始まった。セルフヘルプ・グループでは、共通の悩みを抱えた人が、経験を共有しながら自助を目指す」<sup>x</sup>。さらに、北村らは、「当事者研究」で学位を取れる大学はないが、専門家が専門知を築き上げたことによって生じる権力の非対称性を訴えてきた「当事者研究」をアカデミズムにいれようとする動きがあることを

説明している。質的調査の一つとして、「当事者研究」が紹介され、その研究がもたらす社会への影響が説明されているのは斬新であるが、それらが強調されるあまりに「当事者研究」の学問や研究における位置づけや研究手法の具体的な説明がないことは疑問である。具体的な「当事者研究」の手法については第三章で取り上げる。

### 2.3 二項対立の罫

前節では、社会調査の手法の教科書を基に調査の種類を紹介した。その流れの中で、調査が「記述的調査」と「説明的調査」、「量的調査」と「質的調査」のように対比して説明されるようになり、数値ではからない質的調査に社会運動の側面が盛り込まれるようになったことを示した。しかし、佐藤(2011)は、社会学の方法を「量的/質的」に分け、二項対立的に理解することが、方法論で議論すべき問題を研究者個人の選択の課題に棚上げし、調査を行う者の身体に「抑圧力」として作用すると警鐘を鳴らしている<sup>xi</sup>。

たしかに、日本学術会議が人文・社会科学の「人」を対象とする調査で、個人情報の取り扱いに関して、科学者に注意を喚起する文章を列挙していたのも、人文・社会科学の研究方法の問題が、科学者一人ひとりの判断に委ねられていると読み取ることもできよう。ここで、もう一度表2の「量的調査」と「質的調査」の対比を見てみると、興味深いことに気づく。数値に基づく「量的調査」の手法が容易で処理しやすいことが利点に挙げられ、理論を導くことができると評価されているにもかかわらず、その限界点に「体系的な」把握が難しいことが挙げられる一方、「質的調査」では変化の因果や動態関係が分かることが利点にあげられているにもかかわらず、調査対象者の代表性を理論的に検討できないことが挙げられている点だ。理論を導くことができても体系的な把握ができない、因果関係が分かっても理論化できないのはなぜだろうか。量的調査では、「主観的意味」を洞察できず、質的調査では調査の成否が「調査者の能力や性格に左右される」という限界こそ、「抑圧力」として本論文の冒頭にあげた倫理指針で人文・社会科学研究者に向けられた注意の列挙に繋がるのではないか。佐藤(前掲書)が指摘する方法論における二項対立的な理解は、学問領域間の「溝」の成立に一役買っていると考えられよう。では、そのような二項対立的な理解はいつからなされるようになったのだろうか。そして、何が要因となって研究を分かつようになったのだろうか。

佐藤(前掲書)は、「非統計的=質的」とする対立的理解が定式化されたのは1950年代の教科書の問題設定で「統計的方法/事例研究法」「量的方法/質的方法」として、1920年代の社会調査論の導入以降の方法の分類が整理され、戦後社会の人々の方法意識と方法論義に定着したとする<sup>xii</sup>。さらに佐藤(前掲書)は、「量的/質的」という言語のレベルが対照的であるかのような幻想を抱かせるが、それは戦後の社会調査の流行と思索の中で構築されたものであり、「データの質」の解読とデータ批判を構築することが課題であり、ひとつひとつの実践から「実証的方法一般」の論理を問わなければ、「調査といえば何が何でも現地調査へ」という従来の習慣<sup>xiii</sup>を克服できないと主張する。調査を理解する際に用意された教科書は社会調査の方法の体系化を急いだあまりに、一つ一つの研究方法が妥当か調査するまなざしを向ける素地を確立しないまま、「質的調査」をつくりだしてしまったといえるのではないか。

これまでの社会調査における研究手法の限界と意義をまとめよう。社会調査における手法の限界は、教科書で整理された二項対立的理解を促す表現である。調査結果だけでなく、調査方法を問い直すまなざしを向けることで調査手法の言語化を促し、調査者の能力に依拠するような抑圧力を取り除くことができよう。そして、そのような一つ一つの調査の実践の中で人々の生活に深く根を下ろす社会調査に結果を求めるだけではなく、ともに問題を共有し解決していく過程を重視する姿勢が現れることによって社会的な意義が見出されていくのではないか。

### 第三章 当事者研究のあゆみ

「人」を対象とした研究を行う科学者には行動指針の規範の遂行が国から奨励され、「社会との対話」や福祉への貢献が求められている。これまで述べてきた「人」を対象としてきた社会調査における辞書的・教科書的定義と意味づけを総括すると、社会調査は量的調査から質的調査、そしてともに問題を解決する手段としての研究を含むにつれて、それらの研究への説明には、手法だけでなく社会における役割も加わるようになった。しかし、

研究の拡大に連れて、それぞれの研究を説明する仕方が異なり、「当事者研究」は学問としての位置づけよりもその歴史や運動の側面に焦点を当てて説明されている。

これまでの章で、戦後、社会調査は「量的/質的」という二分法的理解により研究手法の言語化において非対称性がありながらも、社会に浸透してきたことを説明した。本章では、社会調査の教科書でも取り上げられるようになった「当事者研究」という学問の成立から研究手法、そして研究の限界を「質的調査」の議論を踏まえて説明を試み、第四章で「人」を対象とした研究を行う科学者の行動規範について再考する。

### 3.1 「当事者研究」というビッグバン成立の背景

当事者研究は北海道浦河市のべてるの家に端を発する。ソーシャルワーカーの向谷地育良が統合失調症と診断され、放火や破壊行動のような行動を「爆発」と呼び、自らの「爆発」を研究してみないかと誘ったことがきっかけとなって、「当事者研究」が始まったとされる。紆余曲折ありながらも、べてるの家では、「三度の飯よりミーティング」といわれるほど、それぞれの人生における自身の「爆発」や悩み、問題を互いに共有する過程が重視され、自助の働きを持つ研究として注目され、紹介される。「誰か」を対象としてきた社会調査は「自分の抱える問題」を対象にするという「当事者研究」と出会ったことによって、これまでの二分法的な手法体系で説明することが難しくなった。自分自身の「爆発」や問題行為を自分と仲間と共に研究するという「当事者研究」の登場が、戦後整理され、固定的になりつつあった社会調査の二項対立的な調査方法の在り方を打ち壊すようなビッグバンを起こしたともいえるのではないかと。しかし、「当事者研究」は突発的に誕生したのではなく、精神医学や学問の実践の文脈の中で成立した研究手法である。向谷地(2017)は、当事者研究の生まれた背景を以下のように語る。

当事者研究の「臨床の知」がどのように生み出されてきたのかを説明する前に、当事者研究を生み出す素地となったものを紹介したいと思います。

1 つは、アルコール依存症を持つ人たちの自助活動である AA (Alcoholics Anonymous) と精神障害者の回復者クラブ活動との出会いです。当事者研究は、自助グループから「語ること」と「仲間の力」の大切さを教えられました。

2 つ目は、SST などの認知行動療法から学んだ「共同の実証主義」です。1990 年代の初めに SST (生活技能訓練) と出会ったべてるは、そこから、研究課題を互いに共有しながら、現実の生活場面でいろいろと検証(当事者研究では「実験」という)して効果を確かめていく、今の当事者研究に通じる探索的な姿勢が、当事者の“やる気”を高めることを学びました。

そして 3 つ目は、SST と出会った当時、地域の企業経営者との異業種間交流のなかで知った「1 人 1 研究」という取り組みです。社員 1 人 1 人が自由な研究テーマを持ち、それを発表し合うという活動です。

当事者研究は、この 3 つの出会いを軸に、「自分の苦労を取り戻す」というべてる独自の「苦労の哲学」の文化が融合し、生まれたのです。2001 年に浦河で始まった当事者研究は、1 人 1 人が日常の困りごと(成功体験も!)を単なる悩みとしてかかえるのではなく、研究テーマとして持ち代えて、毎週 1 回、仲間と一緒にワイワイガヤガヤと研究的な対話を重ね、時にはアクションや歌も飛び出す楽しい時間として今日まで続いています。

その当事者研究は、全国各地ばかりか海外にも(特に韓国に)広がり、2004 年から開催される当事者研究全国大会には 400 人を超える人たちが集い、研究発表においても毎回 40 件近い研究が寄せられ、今日まで 600 事例にも及ぶ研究実績が残されています。私たちは、その研究実績のテーマの分類とそこから生まれた「臨床の知」について整理する作業を続け、この 2 年間、その成果を臨床現場に“逆輸出”する取り組みをしてきました。<sup>xiv</sup>

浦河べてるの家のホームページ(べてるの家の理念 - 社会福祉法人浦河べてるの家 (bethel-net.jp))では、「べてるの家の理念」が次のように書かれている。



べてるは、いつも問題だらけ。今日も、明日も、あさっても、もしかしたら、ずっと問題だらけかもしれない。組織の運営や商売につきものの、人間関係のあつれきも日常的に起きてくる。一日生きるだけでも、排泄物のように問題や苦労が発生する。しかし、非常手段ともいべき「病氣」という逃げ場から抜け出して、「具体的な暮らしの悩み」として問題を現実化したほうがいい。それを仲間どうして共有しあい、その問題を生きぬくことを選択したほうがじつは生きやすい。べてるが学んできたのはこのことである。こうして私たちは、「誰もが、自分の悩みや苦労を担う主人公になる」という伝統を育んできた。だから、苦労があればあるほどみんなでこう言う。「それで順調！」と<sup>xv</sup>

問題と対峙することの重要性を説き、「苦労が多い」からこそ「商売」を取り入れ、挑戦することで「悩む力」、生き抜くための「弱さの力」を取り戻し、「ミーティング」を通して自らの抱える病気を共同研究として「自分自身で、ともに」見つめなおすことを掲げている。

ホームページでは向谷地はべてるの家の理事長として紹介されている。精神医学によって病名を与えられ、その治療法の流れを受けながらも、自分で問題と向き合い、仲間とともに乗り越えていく姿は「自助」という言葉で説明されてしまうと、陳腐にみえてしまうのは私だけだろうか。べてるの家は、「商売」に昆布製造・販売やカフェ運営・清掃・創作活動等が盛り込まれ、「当事者研究」に関する映像資料や書籍の販売も行っている。その活動は、「精神障がい者」への偏見の克服や、精神医学という権威への対峙、商業自体の問題への対峙、地域住民との対峙というように異なる側面の問題に積極的に関与していく姿勢が読み取れる。向谷地(2017)は当事者研究を可能にする三つの力に「仲間の力」、「語る力」、「研究の力」を挙げ、「問題な人」が「問題を抱えている人」へ、「研究テーマに取り組んでいる人」へと変化することによって当事者研究の特徴が「傾聴と対話が並列的な構造」にあるとする<sup>xvi</sup>。

このような「傾聴と対話が並列的な構造」を第二章の社会調査における課題に照らし合わせると、まさに佐藤(2011)が課題に設定した二項対立的理解がもたらす幻想の打破と共通する点がある。調査者への抑圧力、研究手法の言語的説明の必要性、「データの質」への批判的なまなざしは、「当事者研究」を可能にする「仲間の力」、「語る力」、「研究の力」に換言できるのではないか。当事者研究が、精神医学と病院、そして自助グループで仲間と話すという実践活動を背景にして成立したことは、日本における社会調査の発展とも共通する。すなわち、社会学の輸入と戦後民主化した社会の中で調査方法が実践され、手法を整理してきた教科書、そこで「量的/質的」という二分法的理解への批判を生んだことは、学問と実践という流れから見ても当事者研究の成立と共通している。しかし、「当事者研究」は仲間の力によって抱える問題を共有し、見つめなおす場がある一方で、社会調査にはそうした場が確立してはいない。調査対象者の抱える悩みや研究手法上の問題を再検討する場が、学会のような「批判」や「コメント」を前提とした場や倫理規範や行動指針のような「ルール」に留まり、双方向的な対話の場が研究の制度に構築されていないのではないか。次節以降では、「当事者研究」と「当事者運動」、「当事者研究」の手法に関する議論の蓄積と限界を順に説明していく。

### 3.2 「当事者研究」と「当事者運動」

社会調査が作り上げられなかった「傾聴と対話が並列的な構造」を構築した「当事者研究」は、その成立と特徴にもみられるように、社会における専門家の知や権力との非対称性を克服する側面を持つ。

上野ら(2003)は『当事者主権』で「ニーズを持ったとき、人は当事者になる」とし、当事者は問題をかかえた人々ではなく、欠乏を前提としない新たな社会の実現のためにニーズをつくる構想力を持った人々を指し、人格の尊厳に基づいた自己決定権を「当事者主権」として定義した<sup>xvii</sup>。べてるの家の理念では「問題」と書かれていたが、上野(2003)はそれを「ニーズ」という言葉に変え、あらたな社会実現のために「当事者主権」を掲げた。そのような社会運動的側面が「当事者研究」に伴うのは、専門家と当事者という権力の非対称性が背景にあることが関係している。上野(2017)は、『ケアサイエンスとは何か?』で当事者研究の視点から「科学にまつわるお約束」や諸科学に新たな分野を付け加える立場を採用せず、学際的なアプローチとしてケアを論じ、これまでケ

ア関係や当事者には絶対的な非対称性があり、ニーズと食い違ったケアや専門家のパターナリズムによって当事者の声が聞かれてこなかったことを指摘し、「当事者研究」の誕生が学問の「中立性・客観性」をゆるがすサイエンスへの挑戦であったことを述べる<sup>xviii</sup>。さらに、上野(前掲書)は、「ケアの現場には今や、医療、看護、介護だけでなく、理学療法士、歯科医、歯科衛生士、言語聴覚士、薬剤師、心理療法士、ソーシャルワーカーなど多職種の専門家の連携が必要なのは知られている。本来なら医師にもまた、ヒエラルキーのトップではなく、チームケアの一員 (one of them) としてのふるまいを求められるべきだろう。(中略) 看護と介護の相互乗り入れ的な協働こそが、ケアの受け手にとってもっとも満足度が高いのだから。ケア研究はこういうケアの現場の、多元的・領域横断的アプローチをこそ目指すべきだ<sup>xix</sup>と協働的かつ対称的な関係を専門家の連携に求めた。「当事者研究」の構築しようとする研究手法は、社会における権力の非対称性の是正にもつながるといえよう。

「当事者研究」と「当事者運動」の関係性については上野のような「当事者主権」を前提とする見方以外の立場も存在する。熊谷と國分(2017)は、対談で「当事者研究の方法を記述する概念としての中動態の可能性」について、「当事者」のほうに注目が寄せられがちのために「当事者主権」と混線した「当事者研究」への批判があることを挙げ、中動態的な依存症自助グループと当事者運動・主権が距離を取りながら合体し、歴史的諸条件が揃って浦河で「当事者研究」が産み落とされたと説明する<sup>xx</sup>。さらに、熊谷(2017)は当初「当事者研究」と「当事者運動」は補完的な関係にあり、「知ること」と「変えること」は両輪として循環しなくてはならないと考えていたが、それは「当事者研究」を過小評価していたからだと告白し、「当事者研究」成立の背景には「社会運動」の遺伝子が脈々と流れていることに気づいてからは「研究している人＝能動」、「研究成果を聞いている人＝受動」という図式ではなく、「研究している人＝能動」、「研究成果を聞いている人＝中動」という図式があり得るのではないかと「研究」と「運動」を二元論で捉えず、むしろ「研究」を徹底することによって「運動」の要素が顕在化するという認識が変わったと述べる<sup>xxi</sup>。当事者研究においては「研究」と「運動」という二元論に陥る議論があることを踏まえそれを乗り越えるために「中動態」による研究手法の説明が行われている。「中動態」とは、「能動/受動」という二元論で意志や責任の所在を問うのではなく、「自分の意志ではどうにもならないこと」<sup>xxii</sup>を認めることに主眼を置いた見方である。べてるの家の理念で「べてるは、いつも問題だらけ」という言葉から説明されていることは、問題があることが解決すべき課題なのではなく、むしろそのような問題を「ミーティング」や商売によってどのように受け入れていくかという意図として解釈できよう。

ここまで、「当事者研究」と「当事者運動」の位置づけをめぐる議論を紹介してきたが、「社会調査」が陥った二分法的理解は「当事者研究」においても「受動/能動」、「研究/運動」という二元論に陥る議論によって共通した問題を抱えていた。しかし、「当事者研究」は「中動態」という説明方法によって、二項対立の陥穽から抜け出し、学問上の議論をより活性化させている点で、「社会調査」とは異なる。なぜこんなにも当事者研究には社会調査が抱える限界を乗り越える力があるのだろうか。次節では、「当事者研究」がどのようにして行われ、その素地が体系化されてきたのかについて説明する。

### 3.3 「当事者研究」の実践と挑戦

#### 3.3 「当事者研究」の実践と挑戦

本節では、「当事者研究」の形式の整理と、先行研究で挙げられた課題をまとめ、「当事者研究」の議論の射程範囲を示していく。

綾屋(2017)は、べてるの家で誕生した「当事者研究」が日本全国、世界へと広がっていることを踏まえ、「当事者研究」の具体的な形式や進行方法の事例を分析し、共通する要素を後世に伝えるために2015年から2016年にわたって全14回の「当事者研究のやり方研究会」に参加した。自身が自閉症スペクトラム症の当事者であることから発達障害者が中心となって運営・参加する当事者研究会を行うグループ「おとえもじて」を主催し、「べてるの家」、「ダルク女性ハウス」、「おとえもじて」の3団体を対象に、当事者研究の形式を比較したうえで共通点を挙げ、「おとえもじて」の実践の試行錯誤について述べた<sup>xxiii</sup>。「ダルク女性ハウス」は、薬物依存症からの回復を望む女性たちのための日本で最初の民間施設であり、依存症のみならず虐待やトラウマの問題を抱えているメンバーが集まっているため、支援体制が整っていない「最先端」の困難が発見されやすく、メンバー内

で話し合い、困難を切り抜けてきた経験者がいないときには専門家に教えてもらいながら、「当事者研究」という言葉が生まれる前から自分たち自身のわからないことを一緒に考える活動をしていた<sup>xxiv</sup>。

綾屋(前掲書)は、「べてるの家」と「ダルク女性ハウス」の形式の共通点を、①自分を開いて仲間と共有する「自分自身で、ともに」研究する姿勢、②自分の問題を自分の外に出す「外在化」、③興味・関心によるワクワク感、④仲間の知恵の伝承、⑤自分助けとして症状と問題を扱う、⑥発見を祝う、⑦目的意識をゆるめる、⑧先行して警戒を解くという8つに整理した。そして、それらを自身の主催する当事者研究団体「おとえもじて」に導入し、研究スタイルその試行錯誤を以下のように述べている。

- ・ 発達障害者当事者とされる人々が集まった際の初期設定のルールは、主催者個人の心身ができるだけラクでいることができるよう「過激な刺激（音、匂い、動き等）はNGとし、一般的には禁止とされる飲食、遅刻早退、寝ることを認める「オリジナルに作成した点」
- ・ パソコン要約筆記通訳をプロジェクターに映し出す「対話形式のカスタマイズ」や「フラッシュバック対策」
- ・ 時を経て「先行して警戒を説く」こと
- ・ ある程度の「即興性をもった進行」ができるようになり、上述した形式の共通点のうち「会のはじめに気分体調、最近の様子などを語る」こと
- ・ 経験や問題を語るときの「外在化」
- ・ 「自分助けとして症状を扱う」こと
- ・ 研究成果にとらわれず、語りのみならず一人ひとりの「語り方」のパターンを大事にする「目的意識をゆるめること」

これらを真似たことで後からそれらの意義が見出され、参加者それぞれが「話してよかった」「聞いてよかった」という思いを持ち帰ることの大切さ等を挙げている<sup>xxv</sup>。「当事者研究」の名の下でそれらを行う集団が「研究者」として一般化されるのではなく、むしろ一回一回の集まりと、一人ひとりの参加者の特性と、研究を試みる姿勢を尊重した。配慮する個別具体的な研究過程の努力が、研究成果の獲得という目的を達成するためだけではなく、それぞれの研究過程に真摯に向き合う「即興性」や中動的に物事を捉えなおす「外在化」を通して「自分助け」をも可能にする研究手法に収斂している。その様子は、参加者それぞれの「ニーズ」の達成のために研究手法が形を変えているようにもみえ、問題を受け止めるために参加者が自らの内面や価値判断から抜け出て「中動態」の境地に至っているようにもみえる。そして、それらの実践は必ずしも事前に計画され、意図されたものではない。研究と研究者の可変的關係は、当事者研究の方法の特徴ともいえるだろう。

綾屋(前掲書)の当事者研究のやり方研究は、形式の整理では終わらず、「おとえもじて」の今後の課題を3つ挙げ、当事者研究の理念・方法の継承を唱えている。一つ目は、「おとえもじて」に集まるメンバーには一般的な対話のルールでうまくやりとりできない者が多いことを挙げ、「自分たち」にとって無理のない、しっとり静かに1分間で順番に話すスタイルの中で「静寂なるワクワク感の探求」をすることである。二つ目には、発達障害者当事者独自のコミュニティの発展によって「ユーモアやメタファーの創造」がべてるの家とは異なったセンスから生まれることを挙げている。三つ目は、主催者以外の参加者が進行役を担当できるように「仲間への知恵の伝承」を掲げている<sup>xxvi</sup>。「仲間の力」によって当事者研究が成り立つということを理解しているからこそ、「知恵の伝承」が必要とされ、そして誰か一人が課題達成のためにコミュニティを左右するのではなく、コミュニティ独自の表現方法が成立していくことを課題に挙げている点は、意志と責任を問わない「外在化」の実践がなされてきたからこそ出てくる独自の課題表現なのではないか。

「当事者研究」の実践と挑戦を書き残し、仲間へ継承しているのは綾屋の整理した3団体の研究形式だけではない。『臨床心理学』の当事者研究に関する増刊号の最初に出された『みんなの当事者研究』では3点の研究分野が示されている。一つ目は、精神医学、哲学、教育学、現象学、女性学のような「学問」と当事者研究・当事者研究形式がいかにして接合可能かという「アカデミズムへの挑戦」、2つ目は、当事者研究実践として薬物依存症や統合失調症のような「精神障害当事者による研究」、吃音・視覚障害のような「身体障害当事者による研究」ジェンダーやこじらせ男子のような「社会問題当事者による研究」が挙げられ、最後に科学や臨床研究が当事者研究に援用される「当事者研究の進化形態」が挙げられている<sup>xxvii</sup>。「当事者研究」に関する二冊目の増刊号

『当事者研究と専門知』<sup>xxviii</sup>では、従来の学術組織や制度とは異なる「ゆるゆる組織」や「知の共同体」、精神障害当事者を規定する医療従事者等の「専門家」と「当事者」の関係性をめぐる議論を蓄積し、三冊目の『当事者研究をはじめよう』<sup>xxix</sup>では、「当事者研究」を立ち上げる際に参照できる当事者研究の先行研究から抽出された理念・方法・ワークシートを紹介するだけでなく、当事者の間に排他的・強迫的な「強い当事者像」があることや、「専門家」や「テクノロジー」とどのようにつきあうかという臨床の知も説明されている。このような「当事者研究」のアカデミズムでの基盤の確立に向けた研究手法の蓄積は、研究の場所や参加者、進行方法に留まらず組織・制度論、研究者内の価値観や社会の中で権威を誇る権力・技術との付き合い方にまで及んでいる。「当事者研究」は、ある個人が対峙する窓からそれをとりまく社会のあらゆる側面を覗く一方通行的な研究ではなく、他の研究者/仲間と協働し、社会が問題や病と決めつけたものの多義性とその背景を探求し、社会の捉え方を再構築する研究といえるのではないだろうか。

#### 第四章 「人」と対峙する「科学者」から「当事者」へ

本章では、第二章で整理した「社会調査」における研究手法の議論と第三章で紹介した「当事者研究」の研究手法の広がり进行比较検討し、冒頭であげた「科学者の行動規範」を見つめなおし、「科学者」と社会の今後の展望について考えていく。

##### 4.1 結論——「当事者研究」と「社会調査」の研究手法形式比較——

本書は「人」を対象とした「科学者」に求められる行動規範で、臨床研究と人文・社会科学の研究に求められる責務と注意の違いに着目し、まずは「調査とは何か」という問いを挙げ、「社会調査」の研究手法の歴史を繙いた。結果、「社会調査」は、「人々」を対象とし、「人々の生活」や実態の理解を目的としているにもかかわらず、「科学的な調査」はデータの改ざんや学術調査によって結果が「非現実的」となるという問題点を抱えていた。そのような調査の失敗は、1920年代に日本に社会調査論が導入され、1950年代の「調査とは何か」を説明する教科書的な文献の中で「量的/質的」という二項対立的表現がなされるようになり、研究手法の言語的説明が未熟なまま、まずは現地へ調査せよという習慣ができたことに由来すると関連づけた。

研究手法の言語的説明が十分になされず、調査者自身の能力に依拠する「抑圧力」は、これまでに構築された学問領域にとらわれず、他者と協働しながら医学や地域住民、経済的な「抑圧」を受けた「当事者」による「当事者研究」によって克服され始めている。「当事者研究」は「仲間」と共に、問題となる現象を外在化する中動態的な説明方法によって自分自身で問題の探求を行う。それによって、「当事者」たらしめた背景やストーリーを構築し、認識の変化をもたらす。「当事者研究」は研究成果や結果を優先するのではなく、研究が実践されるひとつひとつの過程を重視しながらやり方（手法）を見直し、研究者コミュニティに応じた配慮や研究者自身と研究の変性を基に展開されている。「当事者研究」も、「社会調査」と共通する「受動/能動」「研究/運動」という二元論で把握されるという問題があったが、「外在化」する言語的説明手法を中動態理論と結び付け、既存の議論体系の克服を行った。「他者」を必要としながらも「外在的」に物事を捉える視点は、当事者研究の成立にかかわる専門家や技術・組織制度、学問における権力の非対称性を浮き彫りにしている。

「社会調査」は、「量的/質的」アプローチの二項対立化によって「主観/客観」や「統計的/事例的」な理解ができていたような見せかけの構図によって、研究者自身と研究成果における問題点を孕んでいる。「当事者研究」は文章上の「誰か」ではなく、生きている「〇〇さんの問題」を対象に探求することによって、それをとりまく社会構造と人間社会への理解を学際的に深め、克服する可能性を示しているのだ。

##### 4.2 「科学者の行動規範」再考

さて、ここでもう一度本書の問題意識の発端となった「科学者の行動規範」のを引用してみよう。

- 1 科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するとい

う責任を有する。<sup>xxx</sup>

この文章を「当事者研究」の議論に当てはめると、まず「責任」という言葉は消失せざるを得ない。さらに、専門知識・技術・経験は、健康、福祉、社会の安全と安寧等と同等に、ある権力の非対称性の現れを探求する中で動員されたり、変化させられたりしていくため、必ずしも目的のために使われる手段という固定的な図式に留まらない。そして、ここで重要なのは「科学者」の問題意識や物事の捉え方、それを取り巻く人間関係や現実が「科学者の基本的責任」で触れられていないことである。後に続く規範では以下が規定されている。

(科学者の姿勢) 2 科学者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

(社会の中の科学者) 3 科学者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

(社会的期待に応える研究) 4 科学者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する<sup>xxxi</sup>。

ここにおける「科学者」は悩み、生きる人間として扱われていないのではないか。そもそも当事者研究において初期設定はあれども、実践のうちにコミュニティに合わせて変化を伴う。とすると、絶対的でゆるぎない「行動規範」は「当事者研究」では継続的な活動に繋がらないうえに、網羅的な行動規範はむしろ研究を抑圧するのではないか。

「臨床研究に関する倫理指針」で「科学者」にもとめられる「責務」や人文・社会科学の研究における個人情報取り扱いにおける「注意」は、「初期設定のルール」や同じ問題を抱えた者同士で話し合うときの状況に即して異なる配慮や技術、人間関係等を動員して行われるだろう。もちろん「当事者研究」も試行錯誤のうえで「フラッシュバック対策」を講ずることなど順風満帆に研究が進んでいるわけではない。しかし、「当事者研究」はうまくいかないことを認め、常に課題を持ち続け変化する点で「指針」とは袂を分かつ。

「当事者研究」が一人ひとりの人生のできごとを取り上げているからこそ現れる社会の全様と研究過程の配慮の蓄積は、倫理から研究方法まで規定されつつある「科学者」を前提とした研究から、ひとつひとつの研究にかかわる「当事者」として誰もが尊重され、研究対象である問題に向き合って対話し、その実践を積み上げられる研究に向かって、ともに歩む道を、科学と権力の非対称性によって涙でぬかるんだ大地を、固めてくれているのではないか。

<sup>i</sup> 日本学術会議(2013)『声明 科学者の行動規範—改訂版—』pp.5-6。 <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-s168-1.pdf> (2022/8/8 最終閲覧)。

<sup>ii</sup> 日本学術会議は、改訂した「科学者の行動規範」に、新たに「Ⅲ 社会の中の科学」を設けた。「(社会との対話) 科学者は、社会と科学者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、科学者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する」。

<sup>iii</sup> 日本学術振興会(2015)『科学の健全な発展のために —誠実な科学者の心得—』。 <https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf> (2022/8/8 最終閲覧)。

<sup>iv</sup> 日本学術会議(2013)『声明 科学者の行動規範—改訂版—』pp.5-6。 <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-s168-1.pdf> (2022/8/8 最終閲覧)。

<sup>v</sup> 松本悟(2014)『調査と権力—世界銀行と「調査の失敗」—』東京大学出版会、pp.1-3。

<sup>vi</sup> 岩永雅也・大塚雄作・高橋一夫(2001)『社会調査の基礎』放送大学教育振興会。

<sup>vii</sup> 岩永雅也ら(2001)前掲書。

- 
- viii 大谷信介・後藤範章・永野武・木下栄二・小松洋編著 (2005)『社会調査へのアプローチ—論理と方法 第2版』ミネルヴァ書房。
- ix 谷富夫・芦田哲郎編(2009)『よくわかる質的社会調査法技法編』ミネルヴァ書房。
- x 北村文 藤田裕子編(2013)『現代エスノグラフィー』新曜社、p.74。
- xi 佐藤健二(2011)『社会調査史のリテラシー—方法を読む社会学的想像力—』新曜社。
- xii 佐藤健二(2011)前掲書。
- xiii 倉沢進(1968)「社会学と社会調査」錦貫譲治 松原治郎編『社会学研究入門』東京大学出版会、p.373。
- xiv 向谷地育良(2017)「あらためて当事者研究とは。そして病院に導入し、実践するには。」『精神看護』vol.20 no.3、pp.236-241。
- xv べてるの家 HP「べてるの家の理念」。<https://urakawa-bethel.sakura.ne.jp/db/philosophy> (2022/5/30 閲覧)。
- xvi 向谷地育良(2017)前掲書。
- xvii 上野千鶴子・中西庄司(2003)『当事者主権』岩波書店。
- xviii 上野千鶴子(2017)「ケアサイエンスとは何か—当事者研究の視点から」『学術の動向』22 卷 5 号。
- xix 上野千鶴子(2017)前掲書、pp.76-78。
- xx 熊谷晋一郎・國分巧一朗(2017)「来たるべき当事者研究—当事者研究の未来と中動態の世界」『みんなの当事者研究』金剛出版、pp.12-34。
- xxi 熊谷晋一郎・國分巧一朗(2017)前掲書。
- xxii 熊谷晋一郎・國分巧一朗(2017)前掲書、p.14。
- xxiii 綾屋紗月(2017)「当事者研究をはじめよう！当事者研究のやり方研究」『みんなの当事者研究』金剛出版、pp.74-99。
- xxiv 綾屋紗月(2017)前掲書、p.79。
- xxv 綾屋紗月(2017)前掲書、pp.89-92。
- xxvi 綾屋紗月(2017)前掲書、pp.92-93。
- xxvii 石垣琢磨 岩壁茂 川島ゆか 熊谷晋一郎 黒木秀俊 境泉洋 橋本和明 妙木浩之 村瀬嘉代子 森岡正芳編(2017)『みんなの当事者研究』『臨床心理学』増刊第9号、金剛出版。
- xxviii 熊谷晋一郎編(2018)『当事者研究と専門知』『臨床心理学』増刊第10号、金剛出版。
- xxix 熊谷晋一郎編(2019)『当事者研究をはじめよう』『臨床心理学』増刊第11号、金剛出版。
- xxx 日本学術会議(2013)『声明 科学者の行動規範—改訂版—』pp.5-6。<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-s168-1.pdf> (2022/8/8 最終閲覧)。
- xxxi 日本学術会議(2013)前掲書、pp.5-6。